

教職員の懲戒処分に関する基準

平成19年1月26日
福島県教育委員会

最終改正 平成29年3月21日

第1 基本事項

本基準は、県教育委員会が、教育庁及び県教育委員会の所管に属する教育機関に勤務する職員並びに市町村立学校に勤務する県費負担教職員（以下「教職員」という。）の非違行為に関して懲戒処分を行う場合の、代表的な事例における標準的な処分量定（免職、停職、減給、戒告の別。以下「標準量定」という。）を定めたものである。

具体的な量定の決定に当たっては、標準量定を基本として、①から④に掲げる事項の他、適宜、日頃の勤務態度、非違行為後の対応等も含め総合的に考慮のうえ判断するものとし、その結果、個別の事案の内容によっては、標準量定よりも上位又は下位の量定（訓告等を含む）とすることもあり得るところである。

- ① 故意又は過失の度合い並びに非違行為の動機、態様及び結果はどのようなものであったか
- ② 非違行為を行った教職員の職責はどのようなものであったか
- ③ 児童生徒、保護者、他の教職員及び社会に与えた影響はどのようなものであるか
- ④ 過去に非違行為を行っているか

第2 処分量定

1 児童生徒に対する非違行為関係

非 違 行 為 の 内 容 等	標 準 量 定			
	免 職	停 職	減 給	戒 告
(1) 体罰等				
ア 体罰（児童生徒を懲戒する必要がない場合における暴力行為を含む。以下同じ。）により児童生徒を死亡させ、又は児童生徒に後遺症が残る傷害若しくは治療期間が概ね1か月以上の傷害を負わせた場合	○	○		
イ 体罰により児童生徒に治療期間が概ね1週間以上1か月未満の傷害を負わせた場合		○	○	
ウ ア及びイ以外の体罰を行った場合			○	○
エ 侮蔑的な言動等により児童生徒に精神的苦痛を負わせた場合は、言動等の態様及び苦痛の程度によりア、イ又はウの量定に準じて扱う。				
(2) わいせつ行為等				
ア 児童生徒（①当該わいせつ行為等の加害者である教職員（以下「加害者」という。）が勤務する学校の児童生徒、②加害者が勤務する学校以外の学校の児童生徒であって、加害者から教育活動における指導を受けたことがある者、③18歳未満の者であって、加害者から教育活動における指導を受けたことがある者をいう。以下同じ。）に対して、わいせつな行為をする、させる、見せるなどした場合	○			
イ 児童生徒に対して、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動（以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。）を行った場合		○	○	
ウ イにおいてわいせつな言辞等の性的な言動を繰り返すなど特に悪質な場合	○	○		
エ 児童生徒に対してわいせつな目的で盗撮を行った場合	○	○		

2 一般服務關係

非 違 行 為 の 内 容 等	標 準 量 定			
	免職	停職	減給	戒告
(1) 欠勤				
ア 正当な理由なく10日以内の間欠勤した場合			○	○
イ 正当な理由なく11日以上20日以内の間欠勤した場合		○	○	
ウ 正当な理由なく21日以上欠勤した場合	○	○		
(2) 遅刻・早退 勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた場合				○
(3) 休暇の虚偽申請 承認を要する休暇の事由について虚偽の申請をした場合			○	○
(4) 勤務態度不良 勤務時間中に無断で職場を離脱するなどして職務を怠った場合			○	○
(5) 職場内秩序びん乱				
ア 上司等に対する暴行により職場の秩序を乱した場合		○	○	
イ 上司等に対する暴言により職場の秩序を乱した場合			○	○
(6) 虚偽報告 事実をねつ造して虚偽の報告を行い、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合			○	○
(7) 違法な職員団体活動				
ア 地方公務員法第37条第1項前段の規定に違反して同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は県の機関（県費負担教職員のあつては市町村の機関）の活動能率を低下させる怠業的行為をした場合			○	○
イ 地方公務員法第37条第1項後段の規定に違反して同項前段に規定する違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、若しくはあつた場合	○	○		
(8) 秘密漏えい 職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合	○	○		
(9) 個人情報の流出、紛失又は盗難 重要な個人情報を重大な過失により流出し、又は持ち出して重大な過失により紛失し、若しくは盗難に遭つた場合			○	○
(10) 個人の秘密情報の目的外収集 その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した場合			○	○
(11) 政治的目的を有する文書の配布 政治的目的を有する文書を配布した場合				○
(12) 営利企業等の従事許可等を得る手続のけ怠				
ア 営利企業等の役員その他人事委員会規則で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利企業等を営み、又は報酬を得て事業若しくは事務に従事することの許可を得る手続きを怠り、これらの営利企業等の従事を行った場合			○	○
イ 教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することの承認を得る手続きを怠り、教育に関する他の職務に従事した場合			○	○
(13) セクシュアル・ハラスメント（他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動）				
ア 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をした場合	○	○		
イ 職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び又はわいせつな行為をした場合	○	○		
ウ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を繰り返した場合		○	○	
エ ウにおいてわいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返した場合	○	○		

道路交通法違反関係教職員の懲戒処分等に関する基準

昭和51年7月8日
51教総教育長決裁

最終改正 平成28年3月25日

(目的)

第1条 この基準は、教育委員会の所管に属する県立学校その他の教育機関に勤務する教職員、県費負担教職員及び教育庁職員（以下「教職員」という。）が道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）の規定に違反する行為等の交通事犯を起した場合、県教育委員会が地方公務員法第29条第1項に基づいて行う懲戒処分及びその他の処分（以下「処分等」という。）の基準を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この基準で用いる用語の意義は、この基準で定めるもののほかは、法その他関係法令の定めるところによる。

(処分等の種類及び順位)

第3条 交通事犯を起した教職員に対して行う処分等の種類及び順位は、次のとおりとする。

ただし、停職・減給については、本条に規定する種類に限定するものではない。

- (1) 免職
- (2) 停職12か月
- (3) 停職6か月
- (4) 停職3か月
- (5) 停職1か月
- (6) 減給(1/10)6か月
- (7) 減給(1/10)3か月
- (8) 減給(1/10)1か月
- (9) 戒告
- (10) 文書訓告
- (11) 口頭訓告
- (12) 厳重注意

(飲酒運転等に関する処分等の基準)

第4条 飲酒したうえで自動車又は原動機付自転車の運転（以下「飲酒運転」という。）をした教職員に対する処分の基準は、原則として免職とする。

2 飲酒運転をした者に関与した教職員（以下「関与者」という。）で、次の各号に該当する者に対する処分の基準は、原則として免職とする。

- (1) 飲酒運転であることを知りながら同乗した者
- (2) 飲酒運転となることを知りながら、運転者に酒を勧めた者
- (3) 飲酒運転となることを知りながら、運転者に自動車及び原動機付自転車を提供した者

3 前項の各号に該当しない関与者については、飲酒運転への関与の程度、事故の被害等を考慮して、処分等を行う。

(その他の処分等の基準)

第5条 第4条に定める以外の交通事犯に関する処分等の基準は、違反行為等及び事故等の種別並びに運転者の責任の程度に応じ、別表及び次の各号による。

- (1) 一つの事故等が、別表の違反行為等の種別の二つ以上に該当する場合は、それらの処分等の基準のうち最も上位のものを基準として、第3条に規定する順位により原則として1段階上位の処分等を行うものとする。
- (2) 人身事故の複数の被害者があった場合は、前号に準じて処分等を行うものとする。
(処分等の加重)

第6条 交通事犯を起こした教職員が、次の各号の一に該当する場合は、第4条及び第5条の基準にかかわらず処分等を加重することができる。

- (1) 過去において、交通事犯のため処分等を受けた者である場合
- (2) 管理職等指導的立場にある場合
(処分等の軽減)

第7条 交通事犯を起こした教職員が、次の各号の一に該当する場合は、第5条の基準にかかわらず処分等を軽減することができる。

- (1) 事故の原因が主として相手方又は第三者にあると認められる等の特殊な事情がある場合
- (2) 交通事犯に係る車両の運行について、公務上の必要性又は緊急性が認められる等の特殊な事情がある場合
- (3) 事故発生状況等特に考慮すべき事情がある場合

第8条 教職員の交通事犯に関して当該運転者以外の教職員で責任があると認められる者がある場合は、その者の責任の程度その他の事情を考慮して処分等を行うものとする。

第9条 この基準によりがたいものの処分等の取扱いについては、そのつど別に定めるものとする。

附 則

- 1 この基準は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この基準の施行前に発生した交通事犯に対する処分等の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は、平成18年1月1日から施行する。
- 2 この基準の施行前に発生した交通事犯に対する処分等の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は、平成18年10月10日から適用する。
- 2 この基準の適用前に発生した交通事犯に対する処分等の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は、通知の日から適用する。
- 2 この基準の適用前に発生した交通事犯に対する処分等の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は、平成19年11月5日から適用する。
- 2 この基準の適用前に発生した交通事犯に対する処分等の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は、平成23年2月21日から適用する。
- 2 この基準の適用前に発生した交通事犯に対する処分等の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は、平成28年4月1日から適用する。
- 2 この基準の適用前に発生した交通事犯に対する処分等の取扱いについては、なお従前の例による。

別表

処 分 等 の 基 準

No.	事故等の種別		人 身 事 故						物 損 事 故		そ の 他	
	事故等の区分		死 亡 事 故		重 傷 事 故		軽 傷 事 故		衝突事故、追突事故等及び建造物その他の損壊等		自 損 事 故 そ の 他 単 純 事 犯 等	
	責任の程度		加害者側の一方的不注意による場合	被害者側にも不注意があった場合	加害者側の一方的不注意による場合	被害者側にも不注意があった場合	加害者側の一方的不注意による場合	被害者側にも不注意があった場合	加害者側の一方的不注意による場合	被害者側にも不注意があった場合		
	違反行為等の種別											
1	無 免 許 運 転		免 職						停職6月		停職3月	
2	速 度 超 過	50 以 上	免 職	停職6月	停職3月	停職1月	減給6月	減給3月	減給6月	減給3月	減給3月	
		30(高速40)以上 50 未 満									減給1月	
3	上記以外の法令違反による事故の		ひき逃げ	免職又は停職（6月以上）						停職又は減給		
			あて逃げ									
4	上 記 以 外 の 法 令 違 反		停職1月	減給3月	減給1月	戒 告	文書訓告	口頭訓告	文書訓告	口頭訓告	嚴重注意	
5	危 険 運 転 （ 致 死 傷 ）		免 職									

※本文第7条の規定に該当する場合は、上記の基準にかかわらず処分等を軽減することができる。

○ 上表における用語の意義等

- (1) 死 亡 等 事 故 … 運転者以外の人が、交通事故が主たる原因となって、死亡した場合又は再起不能になった場合
- (2) 重 傷 事 故 … 運転者以外の人が、全治30日程度以上の傷害を受けた場合
- (3) 軽 傷 事 故 … 上記以外の場合
- (4) 無 免 許 運 転 … 法第64条の規定に違反して自動車又は原動機付自転車を運転する行為（大型自動車等無資格運転及び仮免許運転違反を含む。）

- (5) 速度超過 … 「速度超過（50以上）」とは、速度超過のうち、その超える速度が50キロメートル毎時以上のもの
また、「速度超過（30（高速40）以上50未満）」とは、速度超過のうち、その超える速度が30キロメートル毎時（高速自動車国道等においては40キロメートル毎時）以上で50キロメートル毎時未満のもの
- (6) ひき逃げ … 死傷事故の場合の、法第72条第1項前段の規定に違反する救護等措置義務違反
- (7) あて逃げ … 物損事故の場合の、法第72条第1項前段の規定に違反する危険防止等措置義務違反
- (8) 危険運転（致死傷） … 刑法（明治40年法律第45号）第208条の2第1項に規定する、アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態で、又はその進行を制御することが困難な高速度で、若しくはその進行を制御する技能を有しないで自動車を走行させ、よって人を死傷させること
また、同条の2第2項に規定する、人又は車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の直前に進入し、その他通行中の人又は車に著しく接近し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で、又は赤色信号若しくはこれに相当する信号を殊更に見逃し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転し、よって人を死傷させること